

しんきん保証基金付【きびしんカードローン】

【平成28年10月3日現在】

1. 商品名(愛称)	●しんきん保証基金付【きびしんカードローン】
2. ご利用いただける方	●満20歳以上65歳未満の方 ●次のいずれにも該当しない方 ①仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ②租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ③延滞債務のある方 ④手形交換所の取引停止処分があった方 ⑤信用を失墜した方 ⑥制限行為能力者である方 ⑦反社会的勢力の方 ●当金庫が貸付を実行して差し支えないと認めた方 ●日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ●(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ●当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内の住所または居住を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ※上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたただかなくてもご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
3. お使いみち	●健全な消費性資金であれば自由(事業資金、旧債返済資金は除く)
4. ご融資限度額	●極度金額10万円～50万円(10万円単位) ※パート・アルバイト・主婦等の方も申込み可能 ●極度金額60万円～100万円(10万円単位) 安定継続した収入がある方
5. ご利用期間	●1年(原則、自動更新) ◎随時返済方式の場合、契約日から翌年の応答日の属する月の末日です。 ◎定額返済方式の場合、契約日から翌年の応答日の属する月の約定返済日 《ご注意事項》 ※更新予定日時時点で満70歳以上の方および、更新審査項目で更新が不相当と認めた方は更新ができません。
6. ご融資利率	●当金庫所定の利率を適用させていただきます(付利単位1円)。固定金利ではありますが、ご融資利率は金融情勢などにより変更する場合があります。
7. 利息の計算方法	●当日および前営業日の最終残高を比較し、貸越残高の多い方について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
8. ご利用・返済方法	●随時返済方式 ◎普通預金(総合口座)通帳にカードローン契約極度金額を設定しキャッシュカードまたは、預金払戻請求書にて反復利用することができます。なお、カードローンを利用した場合は、普通預金(総合口座)通帳にマイナス表示が示される。 ◎ご返済については、普通預金(総合口座)通帳にご入金または、振込まれた資金を自動的に返済へ充当する。 ◎利息の支払いについては、毎年3月と9月の利息決算日(第2土曜日)に、前回利

	<p>息決算日の翌日から今回利息決算日までの利息を算出し、利息決算日の翌日にカードローン契約極度金額を設定している普通預金(総合口座)通帳から徴求をいたします。</p> <p>●定額返済方式</p> <p>◎貸越専用口座(無通帳)を作成し借入・返済専用の1枚のキャッシュカードを発行いたしますので反復利用することができます。</p> <p>◎ご返済については、毎月10日の約定返済日(休日の場合は翌営業日)にご指定いただいた普通預金(総合口座)通帳から自動的に返済金額を引落し貸越専用口座へ自動返済となります。</p> <p>◎元金の返済については、下記のとおりです。</p> <p>①極度金額10万円の場合 毎月返済額5千円</p> <p>②極度金額20・30万円の場合 毎月返済額1万円</p> <p>③極度金額40・50万円の場合 毎月返済額1万5千円</p> <p>④極度金額60万円～100万円の場合 毎月返済額2万円</p> <p>◎利息の返済については、毎月10日(休日の場合は翌営業日)に貸越専用口座に7.の計算方法による利息を元加する。</p>
9. 保証人・担保	●(一社)しんきん保証基金が保証しますので不要です。
10. 保証料	●ご融資利率に含まれます。(1.50%)
11. 手数料	●必要ありません。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>●苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。</p> <p>●紛争解決措置</p> <p>岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> <p>※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。</p>
13. その他	<p>●お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。</p> <p>●お申込み時に必要な書類が全て揃いましたら審査をいたします。</p> <p>●審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p> <p>●カードローン商品の内容、現在のご融資利率、ご相談等につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。</p>